

兵高教組

2019年11月12日

調査情報 17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

2019年度末人事異動方針 一部変更

再任用は「計画交流」とは全く別
「計画交流」方針の変更はなし

異動希望の受付の時期です。

今年度末の人事異動の方針について、昨年度とは一部変更されていますが、いわゆる「計画交流」については何ら変更がないと県教委は説明しています。いくつかの学校で校長が、定年が近い人を「計画交流」の対象とするかのような説明をしている例があるようですが、「計画交流」の対象の範囲は変わっておらず、昨年度と変わるところはありません。

高教組と県教委は、「ていねいな人事をすすめる」ということで合意しています。高教組は、安心して教育活動を進められるような人事異動を求めてとりくんでいます。(調査情報14号も参照してください)

「再任用も視野に入れ」とは？

今年度末の人事異動方針は、昨年度のものから一部変更されています。その中に、次のような変更箇所があります。下線部が変更(追加)部分です。

II 実施にあたっての留意事項

1 異動対象者

- (3) 同一校における長期勤務者の異動については、再任用も視野に入れ、一定の在勤期間基準を定めて、積極的かつ計画的に行うこと。

この「再任用も視野に入れ」を誤って解釈した校長がいるようで、

定年のときに同一校9年以上になる人で再任用を希望する人は、(いま)異動の対象である

というような説明をしている例を聞いていますが、これは全くの誤りです。

「計画交流」は去年までと変化なし

高教組は県教委から人事異動方針について説明を受けました。その中で

- ・再任用も視野に入れて、「(57歳で7~8年ぐらいの人が)57歳で異動してあと8年」と考えるのもよし、というようなこと。強制力はない。
- ・丁寧に対応しながらきちんと話を進めていくことは変わらない。
- ・(58歳で9年だからといって強く異動させるということではない。去年までと何ら変わらない。

ということを確認しています。

「再任用まで入れたら長くなる人は、9年になっていない段階で異動を考えてもいいですよ」と促していることのように、定年時および再任用になってからの同一校勤務年数で「計画交流」の対象になるわけではありません。本意でなく「異動を希望する」とした場合、校長にきちんと伝えて異動希望を取り下げるといいでしょう。

再任用に「同一校9年」は関係ない。

再任用は1年ごとの「任用」であって、人事異動とは別のものです。再任用になるときも、再任用になってからも、「計画交流」の対象ではなく、「同一校9年」は関係ありません。

再任用の希望は、定年の年度に

定年後に再任用を希望するかどうかは、定年の年度に決めることです。「再任用をしないつもりだったが、やっぱりする」とか「するつもりだったが、しないことにした」ということはありますし、何の問題もありません。

「高齢者の異動については配慮する」

高教組は今年も、「兵庫高教組に対する、県教委の人事異動に関する16項目回答」についての合意・確認をおこないました。その中に、

- ・高齢者の異動については、十分に配慮する。
- ・高齢者の長年の教職生活に対して、労をねぎらう配慮のない人事についても、問題点をよく認識している。

とあります。高齢者に、異動に関する不安を与えるような対応はあってはなりません。

教職員が安心して教育活動をすすめられるよう、ていねいな人事が求められます。

「計画交流」に対して

1977年度末から強行されている「計画交流」人事(強制人事異動)は、機械的で不誠実な人事異動によって、学校の教育計画を混乱させ、ゆきとどいた教育活動を行う上で大きな支障となってきました。

人事異動は、やり方次第で県立学校の教育力を低下させ、多くの教職員の意欲的な教育活動を妨害することに繋がります。高教組は、強制人事異動方針の撤回と新たな人事異動方針についての協議を求めています。

異動希望は取り下げることができます。希望・事情を校長にきちんと伝え、状況をよく聞き取って、ていねいな人事をさせましょう。